

令和7年度 四万十消防団
小型動力ポンプ付積載車整備事業

仕 様 書

四 万 十 町

小型動力ポンプ付積載車仕様書

第1章 総則

- 1 本仕様書は四万十町（以下「甲」という）が、令和7年度に購入整備する小型動力ポンプ付積載車（以下「積載車」という）について定める。
- 2 本車両は本仕様書に定めるほか、製作された車両は「道路運送車両法」及び「道路運送車両の保安基準」に適合し、緊急自動車として承認が得られるものでなければならない。
- 3 車体は常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 4 車体総重量は5t未満とし、準中型免許（5t限定）で運転できるものであること。
- 5 本仕様書に記載無き事項で、艤装の性質上、当然必要な施工については、甲の指示に従い、受注者（以下「乙」という）の負担をもつて施工するものとする。
- 6 契約にあたっては、本仕様書を了承し、十分な熟知の上契約するものとし、契約後の疑義一切全て甲の解釈に従うものとする。
- 7 乙は本車両の製作途中、諸般の理由により本仕様書並びに図面において、変更を認めたとき、あるいは不信な点が生じたときは甲に連絡し、その指示を受けて速やかに図面等を提出して承認を受けること。
- 8 本車両のシャシ、艤装品、取付品及び付属品は全て新規製品とし、十分な強度及び安定度を有し、耐久性および耐食性に優れたものであること。
- 9 乙は製作に先立ち、以下の製作承認図を一式にまとめ甲に提出し、承認を受けること。なお、提出部数は3部とする。
 - (1) 艤装5面図
 - (2) シャーシ諸元表
 - (3) 電気配線系統図
 - (4) 製作工程表
 - (5) その他、甲が指示するもの
- 10 乙は納入時に、以下の図書を一式にまとめ甲に提出すること。なお、提出部数は3部とする。
 - (1) 艤装5面図
 - (2) シャーシ諸元表
 - (3) 電気配線系統図
 - (4) 自動車検査証及び自賠責保険証(写し)
 - (5) 緊急自動車届出証(写し)
 - (6) ポンプ等すべての付属品の取扱説明書及び保証書
 - (7) その他、甲が指示するもの
- 11 甲は製作の途中に中間検査及び納車時に完成検査を実施する。なお、検査の日時については、乙は甲に事前連絡をすること。
- 12 保証期間は完成検査合格日より1年間とする。また、部品によってメーカーの保証期間に残存期間がある場合は、その期間まで保証すること。但し、設計及び工作不良等に起因する不具合が発生した場合は、無償にて部品の交換又は修理を行うものとする。
- 13 車両の陸送、検査、登録、届出及び手続きについては、全て乙が代行して行うこととし、その費用は乙が負担するものとする。但し、車両の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料金及び登録諸費用については、甲が別途負担するものとする。

- 14 納入後、甲が指示する時期にシャシ及びポンプの取り扱い説明を行うこととする。
- 15 納入期限は令和8年3月31日とする。
ただし、新型コロナウイルスや世界情勢等のやむを得ない事情が発生した場合は、甲と協議し納入期限を延長できるものとする。
- 16 納入場所は高幡消防組合 四万十清流消防署とする。

第2章 仕様

- 1 使用するシャシは令和7年度に製作されたシャシとし、後輪ダブルタイヤ付とする。また、本仕様書に記載のない性能、諸元及び整備は自動車メーカーが公表したものと合致すること。
 - (1) キャビンキャブオーバー型ダブルシート(低床型)
 - (2) 定員6名(前席3名、後席3名)
 - (3) ディーゼルエンジン
 - (4) ホイルベース 2,800mm 以内
 - (5) 車両全高 2,600mm 以内(艤装後)
 - (6) オートマティクトランスミッション(AT)
 - (7) 駆動方式4輪駆動(4WD)
 - (8) パワーステアリング
 - (9) 安全装置アンチロックブレーキシステム(ABS)、SRS エアバッグ(運転席)
 - (10) 燃料タンク 60L 以上
- 2 シャシ取付品及び付属品は以下の通りとする。また、自動車メーカーが公表している標準仕様は必ず設けるものとする。
 - (1) エンジン回転計、エンジン油温計、
 - (2) 後退警報器(ブザー式)
 - (3) バックアイカメラ(カラーモニター)
 - (4) ラジアルタイヤ(履き替え、スペアタイヤ含む)
 - (5) エアコンディショナー(シグナル・マニュアル)
 - (6) 時計付き AM・FM ラジオ
 - (7) LEDヘッドランプ(シャシ標準品)
 - (8) LEDフォグランプ
 - (9) LEDマップランプ(助手席ピラー)
 - (10) 牽引フック(前後各1式)
 - (11) 手摺(各ドア後方)及び握り棒(後部座席前方、ステンレス製)
 - (12) 座席シートビニール張り(全席)
 - (13) サンバイザー(運転席、助手席)
 - (14) サイドバイザー(各ドア上部)
 - (15) フロアマット(前後)
 - (16) 自動車標準工具(油圧ジャッキ含む)
 - (17) タイヤチェーン
- 3 全自動充電器を車内に設け、車両後部のアルミシャッター式資機材収納庫のステップ付近の位置に配線し、差込はマグネット式とする。(吊り下げ式の100Vコンセント配線を含む。)

4 小型動力ポンプはB-2級とし、以下の性能を有すること。

- (1) 水冷4サイクルエンジン
- (2) エンジン検定出力20kw以上
- (3) オイルレス真空ポンプ
- (4) 分離給油方式
- (5) 重量85k以下

第3章 艀装

1 キャビン

- (1) 全座席においてビニール張り加工を施し、水洗い可能なゴム製フロアマットを装備すること。
- (2) 後部座席前方の握り棒をステンレス製にし、防火衣、ヘルメットを体裁よく収納できるフックを設けること。
- (3) 艀装品にかかる電源取り出し部（ヒューズボックス含む）をメンテナンスがしやすく、破損しにくい位置に装備すること。

2 外装及び荷台装備

- (1) 荷台前部の左側上段には可倒式による消防ホース収納装置（7本以上）を設け、下段は資器材を収納できる構造とすること。
- (2) 荷台前部の右側上段には可倒式による消防ホース収納装置（7本以上）を設け、下段は（発電機、投光器、コードリール）をマジックバンド又はベルトにより効率よく固定できる構造とすること。
- (3) 上記①及び②にあつてはアルミシャッターを設け、内部にはスモールライト点灯時かつシャッター開放に連動して点灯する車内灯を設けること。
- (4) 荷台前方上部に観音扉式の収納庫を装備すること。
- (5) 荷台床面はアルミ縞鋼板を用いフラット加工し、小型動力ポンプ（B-2級）が確実に固定でき、かつ容易に積み降ろしができるようレールによって車両後部へ引き出し固定できる装置を装備すること。
- (6) 荷台後部左側に吸管（75mm×6m）及び車両用消火器を取付け、外部から取外しできる構造とすること。
- (7) 荷台左側上部に鳶口を2本装備し容易に取外し可能な構造とすること。
- (8) 荷台上部にアルミ二連梯子を装備すること。
- (9) 荷台後部に分岐コック、スタンドパイプ、剣先スコップ、消火栓開閉金具、金てこ、車輪止めを体裁よく装備すること。
- (10) 荷台にガソリン携行缶及び投光器用架台を装備し、後方左右には管鎗を装備すること。
- (11) 可搬ポンプ用充電器を設置し、充電に必要な電源コンセントを装備すること。
- (12) 車両後部にアルミ縞鋼板張りで十分補強したステップ及びステンレス製の乗降用手摺りを設けること。
- (13) 荷台での作業が容易に行えるようLED照明を装備すること。

3 警告装置

- (1) 車両天井の前方部分にモーターサイレン内蔵型のLED散光式警光灯を装備すること。
なお、モーターサイレンにあつては自動吹鳴装置付としスイッチはダッシュパネル付近に設けること。

- (2) 車両前部に、LED 警光灯を 2 基装備すること。なお、LED 散光式警光灯に連動して作動するものであること。
 - (3) 車両後部に、LED 警光灯を 2 基装備すること。なお、LED 散光式警光灯に連動して作動するものであること。
 - (4) ダッシュパネル付近に、電子サイレンアンプを装備し、専用マイクも指定する箇所に設けること。なお、標準搭載メッセージにあつては消防団仕様のものとする。
- 4 特殊装備
- (1) 荷台左側上部前後に上下左右に可動可能な散光型照明を 2 基以上装備すること。
- 5 通信用装備
- (1) 甲が別途指示する車載型デジタル簡易無線機を移設すること。なお、アンテナ配線等
は新規製品を取り付けること。(詳細は別途協議)
 - (2) デジタル簡易無線アンテナは天蓋上等に取り付け、無線用のフレキシブルホースにて
天井内張り内を通して本体まで配管し、点検等が容易に行えるように取り付けること。
(設置位置は別途協議)
 - (3) 構成
 - ア 無線機本体移設 (出力 10W)
 - イ アンテナ及び同軸ケーブル (デジタル) 新設
 - ウ コンバーター (必要に応じて)
 - (4) 無線機の設置に必要な申請及び手続き等は乙が甲の委任を受けて行うこととし、その
必要経費は乙が負担するものとする。
- 6 その他
- (1) 車両出動時に自動離脱式の車両バッテリー用自動充電器を装備すること。
 - (2) 外部 AC 回路及び小型動力ポンプ充電設備を除く全ての艀装品がイグニッションキーの
OFF に連動して電源断となる構造であること。
 - (3) すべてのスイッチ等には名称を記載し、ON・OFF が容易に判別できるものであること。
 - (4) すべての装備、配線等にかかる艀装にあつては体裁よく施工し、本仕様書に記載され
ていない事項でも製作工程に必要な事項は実施すること。
 - (5) 本仕様書に記載されている事項及び、記載されていない事項についての質疑が生じた場合、
または製作工程中に発生した質疑や仕様変更が生じた場合は双方協議のうえ決定すること。
 - (6) 本仕様書に記載されている事項において同等品として認められる内容のものを納入す
る場合は予め甲に申し出てその機能、機械的構造、材質、操作方法において本仕様書
に記載されている事項を満たしたものについてのみ同等品とみなし、それ以外のもの
はこの範囲ではない。

第 4 章 塗装及び記入文字

- 1 車体は防錆処置を十分に行った後、リン酸塩皮膜を形成後、プライマ、パテ、水研ぎ、サフエー
サーを行った後、赤色ウレタン塗料による 3 回以上の吹きつけ塗装を行い、熱風乾燥炉にて
十分乾燥させること。
- 2 標識灯に「川口分団」と黒色のカッティングシールを貼り付けること。
- 3 車両側面両側ドア部分に「四万十消防団」、「川口分団」と白文字のカッティングシールを貼
り付けること。
- 4 車両前面に消防団章を取り付けること。

5 字体、寸法、位置等は甲と十分打合せすること。

第5章 取付品、取付装置及び付属品

取付品、取付装置及び付属品は次の表の通りとする。

1. シャーシ

No.	品 名	数量	単位	備考・規格・型式
1	シャーシ	1	式	4WD ディーゼル AT
2	エアコン	1	式	
3	フロアマット	1	式	
4	サンバイザー	1	式	運転席・助手席
5	サイドバイザー	1	式	全席
6	ビニールシート張り	1	式	全席
7	泥除けゴム	1	式	
8	ジャッキ	1	式	
9	標準工具	1	式	
10	ラジアルタイヤ	1	式	スペアタイヤ含む
11	LED フォグランプ	1	式	
12	時計付 AM/FM ラジオ	1	式	
13	タイヤチェーン	1	式	
14	後退警報ブザー	1	式	
15	LED マップランプ	1	個	助手席側
16	ドライブレコーダー	1	台	
17	バックアイモニター	1	台	

2. 艀装及び取付品

No.	品 名	数量	単位	備考・規格・型式
1	小型動力ポンプ付積載車艀装	1	式	
2	赤色警光灯	1	式	
3	電子サイレンアンプ	1	式	音声合成付
4	前部赤色点滅灯	2	個	
5	後部赤色点滅灯	2	個	
6	タイヤ灯及び車幅灯	1	式	
7	LED サーチライト	2	式	

8	LED 作業灯			
9	団マーク	1	式	
10	充電器	1	式	全自動充電器 24V マグネット式(差込)
11	電動式油圧昇降装置又は スライドダウンポンプ昇降装置	1	台	
12	無線移設工事	1	組	アンテナ配線等は新規

3. 小型動力ポンプ及び付属品

No.	品 名	数量	単位	備考・規格・型式
1	小型動力ポンプ B-2 級	1		水冷4サイクルエンジン
2	吸管	1		軽量型 75mm×6m
3	吸管ストレーナー	1		プラスチック製、75mm
4	吸管ちりよけ籠	1		プラスチック製、75mm
5	吸管ロープ	1		φ 10mm×12m
6	吸管枕木	1		ゴム製
7	消火栓開閉金具	1		
8	フック式マンホールキー	2		
9	吸管スパナ	1		
10	管鎗	2		
11	可変噴霧ノズル	2		
12	分岐管	1		
13	スタンドパイプ	1		65mm 単口引き上げ式、800mm
14	低水位ストレーナー	1		
15	とび口	2		1,500mm～1,800mm
16	金てこ	1		800mm 以上
17	剣先スコップ	1		
18	二連梯子	1		アルミ製2連はしご、4.2m
19	斧	1		
20	自動車用消火器	1		自動車用 ABC 粉末 6kg 入り
21	ポンプ工具	1	式	
22	小型動力ポンプ用充電器	1	式	
23	燃料携行缶	1	個	20L
24	ホースブリッジ	1	組	W 型 450mm
25	発電機	1	台	900W 以上

31	コードリール	1	個	防雨型 30m
32	LED 投光器	1	台	60W 三脚付

第 6 章 入札に当たっての注意事項

1 入札書記載金額

- (1) 入札書には購入物品（車両本体・艀装及び付属品・登録手続代行費用等）の金額を税抜きで記載すること。
- (2) 登録諸費用（自賠責保険料 24 か月分、重量税、リサイクル料金、を含む。）は別途支払うため、入札額には含めない。

2 その他

- (1) 入札金額の数字の頭には¥を冠すること。
- (2) 鉛筆書きによる入札は、無効となる。
- (3) 本事業に関する質疑書の受付（電話連絡のうえ、FAX にて送信してください。様式不問）
- (4) 質疑締切：令和 7 年 5 月 8 日午前 11 時まで

ア 仕様書に関すること

四万十町役場 危機管理課 担当：武市

TEL：0880-22-3280

FAX：0880-22-3123

イ 入札執行に関すること

四万十町役場 総務課 担当：多賀

TEL：0880-22-3111

FAX：0880-22-3123

- * 入札書、委任状、入札辞退届などの書式は、四万十町ホームページの様式集内にあり、入札関係様式からダウンロードできます。
 なお、入札書は「事業用」をご利用ください。